

移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月 19日

住 所 大阪府高槻市桃園町2番1号

事業者名 高槻市自動車運送事業

代表者名 管理者 西岡 博史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

令和5年4月1日現在、乗合バス車両は全車バリアフリー対応車両（ノンステップ・ワンステップ・小型車両リフト付き）となっているが、ノンステップ車両率については、全体で67%である。引き続き、車両更新においては全てノンステップ車両を導入し、ノンステップ車両率の向上を図り、ノンステップバスの車両率70%を目指す。

また、駅前ターミナル等他の事業者との連絡が必要な箇所については、引き続きバリアフリー推進協議会を通じて、市長部局と連携しながら、高齢者・障がい者等の移動円滑化に取り組む。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①旅客支援については、高齢者、障がい者等の乗降の介助方法等技術的なものや接客の心構え等に係る研修を行う。車いす・ベビーカー利用者からの連絡が入れば、無線や電子スターフにより情報を伝達し座席等の乗車準備を行い、よりスムーズな対応に取り組む。

②情報提供については、駅ターミナル設置の遠隔放送システム及びバスロケーションシステムの活用、バス車内については大型モニターを用いて情報提供を行う。また、バス停については路線図や時刻表の配置や照明輝度の改善を行う。

③教育訓練等については、毎年行っている車いすやベビーカーの取扱い研修や、障がい者が参加する研修等を今後も継続していき、円滑かつ柔軟な接遇が行えるよう乗務員研修の実施に取り組む。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	既存の小型車両リフト付きバス2台をノンステップバスに更新する。 (令和5年度2台)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
円滑に乗降できるよう乗務員教育を行う。	スロープ板や車椅子固定器具の使用方法について、改めて乗務員研修等を行い、スムーズな乗降ができるよう努めていく。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい者手帳アプリの取扱い	スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」の周知を図り、乗降時におけるお客様の負担軽減を図る。
車いす利用者の乗降時介助	車いす利用者がスムーズに乗降できるよう乗務員が補助し、利便性を図る。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
行先表示器及び車内表示器のフルカラー、LED化	より見やすく、分かりやすいものとなるようターミナル等の時刻表及び照明をLED化へ更新を行う。
車内における情報提供の拡充。	車内モニターによる啓発等案内を図る。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員接客研修	国土交通省の「公共交通事業者に向けた接客ガイドライン」を参考にする等、「接客マニュアル」の研修。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーンについて、バス車内や案内所等に掲出する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>バリアフリー推進協議会を柱に、障がい者団体等が参加するイベント等に関係部局とも連携した取り組みを行う。</p> <p>ODデータを活用することにより、利用実態に即したダイヤ編成及びバス停改良等、利便性の向上を図る。</p>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
・ノンステップバス ・情報の発信	・既存の小型車両リフト付きバス2台をノンステップバスに更新する。(令和5年度2台) ・バリアフリー情報及び災害時の情報発信を更に強化し、ホームページの拡充を図る。	

V 計画書の公表方法

ホームページ

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。